

本人情報の最新化に関する規定

1. (適用範囲等)

- (1) この規定は、個人のお客さまとの各種預金取引および当座勘定取引について適用されます。
- (2) この規定は、本件取引に関する各規定の一部を構成するとともに、原規定と一体として取り扱われるものとし、この規定に定めがある事項は、この規定の定めが優先して適用され、この規定に定めがない事項については原規定が適用されるものとします。

2. (本人情報の最新化)

- (1) 「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（以下、「口座管理法」）」の本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務において、当行が預金者の最新情報を取得した場合、当行にて預金者の氏名、住所、個人番号の変更を行うことがあります。
- (2) 当行が(1)を行った場合、変更後に預金者に変更を行った旨の通知をします。その際、当行は預金者の最新の本人確認資料等の提出または提示を求めます。

3. (規定の変更等)

当行は、本規定の各条項その他の条件を必要に応じ、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

制定日：2024年4月1日